

度会町ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、度会町広告掲載要綱（平成25年度会町告示第13号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、度会町が管理するホームページのトップページ（以下「町トップページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 町トップページに掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という。)とする。

(広告の範囲)

第3条 町トップページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザインは、要綱第3条及び度会町広告掲載基準の規定によるものとする。

2 広告主は、広告原稿について次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 文字色と背景色の明度差（コントラスト）を十分確保するとともに、文字背景に画像又は写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと。

(2) 文字、イラスト等の解像度については、適切な処理を行うこと。

3 広告原稿について次に掲げる表現は禁止する。

(1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等、操作手順を模した表現

(2) アラートマークを模した表現

(3) テキストボックスを模した表現

(4) ラジオボタンを模した表現

(5) プルダウンメニューを模した表現

(6) 前各号に掲げるもののほか、利用者の意に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は、町トップページで町長が指定した位置とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1か月を1単位とし、複数単位に渡る掲載も可能とする。ただし、年度を超えることはできない。

2 広告掲載の開始日及び終了日は別に町長が定める。

3 広告掲載期間内に、町の都合で町ホームページを閉鎖したときは、その閉鎖時間に応じ、次のとおり掲載期間を延長することとし、広告掲載料は返還しない。

閉鎖した時間	延長する日数
72時間未満	延長なし
72時間以上 96時間以内	3日
96時間以上	閉鎖日数+1日

(広告の枠数、規格及び掲載料)

第6条 掲載する広告の枠数は、別に町長が定める。

2 1枠あたりの広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

規 格	掲 載 料
大きさ 縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル データ量 10KB 以内 データ形式 GIF 形式 (動画禁止) 又は JPEG 形式	1 単位 5,000 円

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集は、広報紙及び町ホームページ等により行う。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 町長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申し込み)

第8条 広告掲載希望者は、度会町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告原稿等を添えて、町長に申し込まなければならない。

2 広告原稿は、広告掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

3 広告の申込みは、1事業者につき1広告とする。

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、前条に規定する広告掲載の申し込みがあったときは、第3条の規定に基づき、当該広告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載可否の決定は、町内事業者を優先し、申し込みが多数の場合は、抽選により決定する。

3 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に度会町ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、広告掲載の決定後、町長が指定する期日までに、町が発行する納入通知書により全額納入しなければならない。ただし、町長が認めたときは、この限りでない。

(広告内容等の変更)

第11条 広告主は、1単位ごとに広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとするときは、原則として変更しようとする月の前月5日までに広告原稿を提出し、町長の承認を得るものとする。

3 町長は、広告内容等が法令に違反している、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第12条 町長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催促その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) リンク先ホームページが、事前の連絡なく閉鎖されたとき
- (3) 広告主、バナーの内容又はリンク先ホームページの内容等が、町の規定に反する状態にあると判断したとき

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載に関し、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。
- 4 広告主は、第8条の規定により決定を受けた町トップページへの広告の掲載の権利を、他に譲渡してはならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、ホームページ広告掲載に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年5月1日から施行する。